

このリリースに関する連絡先:

葉 映秀  
ビジネスディベロップメント、マーケティング&  
コミュニケーションズディレクター  
03 6271 9404  
[ying-hsiu.yeh@bakermckenzie.com](mailto:ying-hsiu.yeh@bakermckenzie.com)

## ベーカーマッケンジー、上場インフラファンド向け融資において三井住友信託銀行に法的アドバイスを提供

【東京発 2019年2月15日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、伊藤忠エネクス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社マーキュリアインベストメント及びマイオーラ・アセットマネジメント PTE.LTD.（以下、総称して「スポンサー・グループ」といいます。）がスポンサーとして出資するエネクス・インフラ投資法人（コード番号：9286）に対し、三井住友信託銀行株式会社が貸付人となった総額約118億円の融資につき、同行に法的アドバイスを提供しました。

エネクス・インフラ投資法人は、日本での再生可能エネルギー発電所の開発、運営を行う伊藤忠エネクス株式会社がスポンサー並びに資産運用会社及びオペレーターの親会社となる、再生可能エネルギー発電所を主な投資対象とするインフラファンドであり、本年2月13日付で東京証券取引所インフラファンド市場に上場しております。

上記の融資は、スポンサー・グループが日本国内において開発・保有している大規模太陽光発電所合計5施設（発電容量合計37.6メガワット）を、同投資法人が運用対象資産として取得するための資金として実行されるものです。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループの江口直明をリード・パートナーとし、同じく東京事務所の同グループカウンセルの小笠原治彦、及び銀行・金融グループアソシエイトの鈴木康祐と中井健彦が本件を担当しました。

本件について江口直明弁護士は、「本件によってファイナンスを受けるインフラファンドは、東京証券取引所インフラファンド市場に上場した6件目のインフラファンドとなります。スポンサー・グループによる幅広いサポート（強力なパイプライン・サポートを含みます。）を活用する特徴的なものとなります。本件を通じて、日本におけるインフラファンド市場の発展に関与できましたことを心より光榮に思います。私たちは、今後もお客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります」と述べています。

- 以上 -

## 本件における責任者

江口 直明  
銀行・金融グループ代表パートナー  
03 6271 9441  
[naoaki.eguchi@bakermckenzie.com](mailto:naoaki.eguchi@bakermckenzie.com)

小笠原 治彦  
銀行・金融グループ  
03 6271 9734  
[haruhiko.ogasawara@bakermckenzie.com](mailto:haruhiko.ogasawara@bakermckenzie.com)

## ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカーマ&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカーマ&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカーマ&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカーマ&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカーマ&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカーマ&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。